奈良市排水設備工事責任技術者の新規登録のご案内

〇奈良市排水設備工事責任技術者の登録については、下記の表を参考にして、新規登録の申請（手続き）が必要となります。なお、申請については、原則、郵送での手続きをお願いします。

【新規登録に必要な書類】

	提出書類	注意事項
〇	奈良市排水設備工事責任技術者 登録申請書	（第8号様式）
〇	住民票（原本）、在留カード又は特別永住者証明書の写し	住民票は発行日から3か月以内のもの
〇	責任技術者証の写し	奈良県下水道協会が交付する「奈良県排水設備工事責任技術者証」の写し
※〇	奈良市排水設備指定工事店変更届 ※責任技術者の異動（選任）	※指定工事店の選任の責任技術者となる場合は、当該指定工事店の変更届により、責任技術者の異動（選任）の届が必要となります。なお、選任の責任技術者とならない場合は不要です（第６号様式）
※〇	奈良市排水設備指定工事店変更届 ※責任技術者の異動（解任）	※新たに指定工事店の選任の責任技術者となる場合で、他の指定工事店の選任の責任技術者として登録がある場合は、当該指定工事店の変更届により、責任技術者の異動（解任）の届が必要となります。なお、他の指定工事店の選任の責任技術者でない場合は不要です （第６号様式）
〇	登録手数料500円	※責任技術者の登録には、手数料が必要となります。納入通知書を郵送しますので、納付をお願いします。

【奈良市排水設備工事責任技術者の新規登録・変更届について】

1．奈良市排水設備工事責任技術者の登録資格

次のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができません。

①奈良県下水道協会から、奈良県排水設備工事責任技術者証を交付されていない者

②精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

④責任技術者としての資格を取り消された日から２年を経過していない者

2．手数料について

奈良市排水設備工事責任技術者の登録には、奈良市下水道条例第８条に基づき、下記の手数料の納付が必要となりますので、「納入通知書」を送付いたします。

・登録手数料　500 円

3．登録の有効期間について

当該登録を受けた日から、奈良県下水道協会が交付した「奈良県排水設備工事責任技術者証」の有効期間満了の日までとなります。有効期間後も、引き続き登録を受けようとするときは、更新登録の申請が必要です。

4．登録内容に変更が生じた場合

次のいずれかに該当することになったときは、速やかに届出してください。

①責任技術者の氏名を変更したとき。

②責任技術者の住所を変更したとき。

③電話番号に変更があったとき。

④その他の変更があったとき。

5．新規登録・変更の申請場所について

奈良市企業局　経営部　給排水課（１階）

〒630-8001　　奈良市法華寺町 264 番地 1

電話番号　　0742-34-5200（代表）内線 283

ファックス　　0742-36-2073

メールアドレス kigyou-kyuhaisui@city.nara.lg.jp